

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

納税だより

発行者 平成28年1月
 千葉南税務署 (043) 261-5571
 市原県税事務所 (0436) 22-2171
 市原市役所 (0436) 22-1111

申告と納税の期限

税目	申告期限	納付期限	申告書提出先
所得税等・贈与税	3月15日(火)	3月15日(火)	税務署
個人消費税	3月31日(木)	3月31日(木)	税務署
個人事業税	3月15日(火)	1期：8月31日(水)・2期：11月30日(水)	県税事務所
個人市民税・県民税	3月15日(火)	普通徴収(年4回)(6月・8月・10月・翌年1月の末日)	市役所

- ◎ 税務署に所得税等の確定申告書を提出された方は、個人事業税及び個人市民税・県民税の申告の必要はありません。
- ◎ 所得税等、個人消費税、個人事業税及び個人市民税・県民税は、振替納税がご利用いただけます(ご利用されない方は、金融機関等において、各税の納付期限までに納税が必要となります。)
- ◎ 申告期限、納付期限を過ぎますと加算税や延滞税がかかる場合がありますので、ご注意ください。
- ※ 本紙面において「所得税及び復興特別所得税」を「所得税等」、「個人事業者の消費税及び地方消費税」を「個人消費税」と記載しています。

税務署での確定申告相談について

- ◎ 所得税等・贈与税及び個人消費税の確定申告書作成会場を、次のとおり開設します。

<p>期 間 平成28年2月8日(月)から 3月15日(火)まで(土・日及び祝日を除く。)</p> <p>ただし、2月21日(日)及び2月28日(日)は開設します。</p>
<p>時 間 【受付】 8:30から(提出は17:00まで)</p> <p>【相談】 9:00から17:00まで</p>

- ◎ 会場が混雑している場合には、受付を早めに締め切ることがありますので、なるべくお早めにお越しください。
- ◎ 確定申告書作成のために来署される場合は、上記期間にお越しください。
- ◎ 上記期間以外、申告書作成会場はありません。

お車での来署はご遠慮ください

2月1日(月)から3月15日(火)まで、税務署の駐車場は使用できません。また、税務署の近隣にも駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。

なお、上記期間以外も、駐車台数に制限がありますので、お車での来署はご遠慮いただきますよう、ご理解とご協力をお願いします。

確定申告はインターネットが便利!!

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」は、画面案内に従って金額等を入力すれば、税額等が自動計算され、所得税等、個人消費税及び贈与税の申告書や青色申告決算書などを簡単に作成することができ、作成した申告書等は、印刷して添付書類を同封し、郵送等でご提出いただけます。

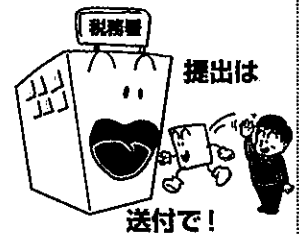
申告はお早めに便利な郵送等で！

◎ 郵送等で提出される方は、送付する封筒等に、ご自分の住所・氏名を記載してください。また、確定申告書等の「控え」に税務署の受付印が必要な方は、控えにも提出用と同様に必要事項をボールペン等で記載の上、切手等を貼った返信用封筒を同封し、提出用と併せて送付してください。

◎ 税務上の申告書や申請書・届出書は、郵便法上「信書」に該当しますので、信書便取扱可能な郵送又は信書便で送付願います。

なお、上記以外の方法（各種小包・宅配便等）で送付した場合は、税務署に到達した日が提出日となりますので、ご注意ください。

《送付先》 〒260-8688 千葉市中央区蘇我 5-9-1 千葉南税務署



納税は便利な口座振替で！

◎ 所得税等、個人消費税の納税には、便利な口座振替をご利用ください。

新規に利用される場合には「預貯金口座振替依頼書」を提出する必要があります。

お申込方法など詳しくは、税務署又は各金融機関等へお尋ねください。

◎ 平成27年分確定申告の口座振替日は、次のとおりです。

所得税等・・・平成28年4月20日(水)

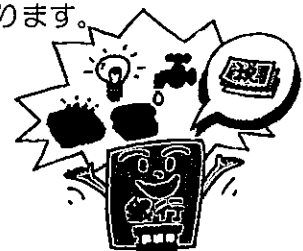
個人消費税・・・平成28年4月25日(月)

※ 振替日の前日までに、あらかじめ預貯金口座の残高をご確認ください。

振替日に引き落としができない場合には、納付期限の翌日から延滞税がかかりますので、ご注意ください。

※ すでに口座振替をご利用いただいている方は、金融機関の変更及び転居等による所轄税務署の変更がない限り、改めて手続きする必要はありません。

※ 一部、ご利用になれない金融機関があります。



便利な振替納税!

還付金の受取りは口座振込みで！

◎ 還付金の受取りは、安全な預貯金口座への振込みをご利用ください。

還付金の振込先の記入に当たっては、通帳等を確認し確実に記載してください。

※ 記載内容に誤りがあると振込不能となり、再手続きにかなりの期間を要しますので、ご注意ください。

※ 一部、ご利用になれない金融機関があります。

ご注意を！！

口座振替及び還付金の受取口座は、申告者本人の名義に限ります。

財産債務調書及び国外財産調書の提出について

◎ 所得税等の確定申告書を提出しなければならない方で、その年分の総所得金額及び山林所得金額の合計額が2千万円を超え、かつ、その年の12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産を有する方は、「財産債務調書」をその年の翌年の3月15日までに提出をお願いします。

また、その年の12月31日において、その価額の合計額が5千万円を超える国外財産を有する方は、その年の翌年の3月15日までに「国外財産調書」の提出をお願いします。

復興特別所得税に関するお知らせ

平成 25 年分から平成 49 年分まで、復興特別所得税（原則として各年分の所得税額の 2・1%）を所得税と併せて申告・納付することとなっています。

還付申告の場合でも、計算する必要がありますので、申告書を提出する前に、計算誤り及び記載漏れがないか、ご確認ください。

市原県税事務所からのお知らせ

個人事業税について

◎ 事業所得等の金額が 290 万円を超える方は、個人事業税（県税）が課税されます。

市役所での申告書作成相談のお知らせ

◎ 所得税等及び個人市民税・県民税の申告書の申告書作成会場を次のとおり開設します。
下記期間中は、市民税課窓口での相談は行いませんのでご注意ください。

会 場	期 間	作 成 相 談 の 対 象	受 付 時 間
市 原 市 役 所 (3 階 会 議 室)	2 月 16 日 (火) から 3 月 15 日 (火) まで ※ 土・日曜日を除く	≪所得税等≫ 「年金受給者及び給与所得者」 ≪個人市民税・県民税≫	8:30~16:00 (相談開始 9:00)

※ 事業・農業・不動産所得、土地・建物・株式等の譲渡所得のある方及び住宅ローン控除を初めて受ける方は、税務署の相談会場をご利用ください。

※ 本年から千葉南税務署職員の派遣が廃止となることから、所得税等の作成相談は規模を縮小しての開催となります。また、国税に係る申告書等の収受は行いませんので、所得税等の確定申告書及び添付書類等は直接税務署へ郵送等により提出してください。

※ 確定申告書等のご本人「控え」に収受印の押印が必要ない方は、申告書作成会場の開設時間中に設置する「申告書等提出箱（ポスト）」をご利用ください。

※ 混雑状況により、受付を早めに締め切ることがありますので、あらかじめご了承ください。

各地区での申告書作成相談のお知らせ

◎ 次の各会場で所得税等、個人消費税及び個人市民税・県民税の申告書の作成相談及び提出受付を行います。

会 場	所 在 地	開 催 日	受 付 時 間
南 総 公 民 館	市 原 市 牛 久 5 2 0 - 1	1 月 29 日 (金)	9:00~12:00
姉崎保健福祉センター (アネッサ)	市 原 市 椎 津 1 1 3 1	2 月 2 日 (火)	13:00~15:30
辰 巳 公 民 館	市 原 市 辰 巳 台 西 3 - 1 4 - 1	2 月 4 日 (木)	(相談開始 9:30)

○ 「税理士による無料申告相談」との合同開催になります。

○ 土地・建物・株式等の譲渡所得のある方は、税務署で申告書作成のアドバイスを受けてください。

○ 会場が混雑する場合は、受付を早めに締め切ることがありますので、あらかじめご了承ください。

◎ 各地区で開催してきた申告書作成相談は、本年をもって廃止させていただくこととなりました。翌年以降は千葉南税務署の申告書作成会場をご利用ください。利用者の皆さまにはご不便をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

ご存知ですか？市原市の宣言について

JR内房線の「八幡宿駅」、「五井駅」及び「姉ヶ崎駅」に、税に関する『宣言塔』が設置されているのをご存知でしょうか？

この宣言塔は、平成12年から平成14年の「税を考える週間（当時は、税を知る週間）」に、市原市内を「消費税完納推進のまち」、「振替納税推進のまち」及び「国税・地方税完納推進のまち」として、市原商工会議所、市原市納税貯蓄組合連合会、千葉南税務署管内納税貯蓄組合連合会及び千葉南間税会が共催のもとで宣言を行い、JR各駅前に設置されたものです。

消費税の税率は、平成26年4月から8%（国税6.3%、地方税1.7%）に改定され、同29年4月には、更に10%（国税7.8%、地方税2.2%）へとアップされることとなっています。

そこで、市原市内の課税事業者（法人を含む）の皆様には、日常生活で消費者が負担した消費税相当額について、適正な申告並びに確実な期限内納付をしていただけますよう、お願いいたします。

期限内納付ができない場合には・・・

◎ 延滞税がかかります。

納付が期限に遅れた場合には、原則として法定納期限の翌日から完納の日までの日数に応じて計算した延滞税を納付しなければなりません。

◎ 財産の差押えなどの滞納処分を受ける場合があります。

納税のご相談はお早めに！！

国税を納期限までに納付できない場合には、お早めに所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。



千葉南税務署からのお知らせ

平成27年分の確定申告期（平成28年2月16日～3月15日）以降、**市原市役所の申告書作成会場**は、規模を縮小しての開設となります。

◆ 平成27年分の確定申告期以降、市原市役所の申告書作成会場への千葉南税務署職員の派遣は**廃止**となります。


◆ 平成27年分の確定申告期以降、市原市役所の申告書作成会場では**所得税等の確定申告書等の収受は廃止**となります。確定申告書等は、直接税務署へ提出（郵送可）してください。

※確定申告書等のご本人「控え」に収受印の押印が必要ない方は、申告書作成会場の開設時間中に設置する「申告書等提出箱（ポスト）」をご利用ください。

● 市原市役所の申告書作成会場は、作成相談の対象者・税目を年金受給者及び給与所得者の所得税等（住宅ローン控除を初めて受ける方を除く。）としております。事業・農業・不動産所得のある方及び土地・建物・株式等の譲渡所得のある方で、作成相談の必要な方は千葉南税務署の申告書作成会場をご利用ください。

◎ 申告書作成会場の縮小に伴い、ご不便をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

この社会あなたの税がいきている

 千葉南税務署